

栗山川流域懇談会規約（改正案）

（名称）

第 1 条 本会は、栗山川流域懇談会（以下、「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第 16 条の 2 の趣旨に基づき、地域の意見を反映した栗山川河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価（以下、「計画の策定等」という。）するにあたり、学識経験者、地域住民、河川利用者、地元自治体が一同に会して、情報共有、意見交換を行い、当該計画の策定等に資すること、~~並びに河川事業の適正な施行等に資することを~~を目的とする。

（懇談会及び座長の職務）

第 3 条 懇談会は、別表 1 に掲げる学識経験者、地元代表、流域内市町の長から構成される委員をもって組織する。

2 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。

3 委員は、千葉県知事が委嘱する。

4 懇談会には座長を置き、学識経験者がその職務を行う。

5 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

7 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（連絡調整会）

第 4 条 懇談会に連絡調整会を設置し、懇談会の円滑な運営を図るため、別表 2 に掲げるものをもって組織する。

~~2 連絡調整会は当該計画に地域の意見を反映するため住民アンケートや資料公開等を通じ地域意見を聞くものとする。~~

（地域部会）

第 5 条 懇談会には、地域部会を設置することができる。

（懇談会の招集）

第 6 条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県海匝地域整備センター所長が招集する。

（事務局）

第 7 条 懇談会の事務局を千葉県海匝地域整備センターに置くものとする。

（その他）

第 8 条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は懇談会が定める。

（附則）

この規約は、平成 13 年 2 月 7 日から施行する。

~~改正後~~この規約は、平成 15 年 3 月 17 日から施行する。

この規約は、平成 17 年 月 日から施行する。

別表 1

栗山川流域懇談会委員

学識経験者	河 川	高 橋 彌	元千葉工業大学教授
	文 化 財	蜂 屋 孝 之	東総文化財センター調査課長
	環 境	伊 藤 敏 仁	千葉県立匝瑳高等学校教諭
	水 質	前 橋 孝 二	九十九里地域水道企業団
	農 業 水 利	鈴 木 克 征	光町篠本新井土地改良区理事長
	漁 業	石 井 文 男	栗山川漁業協同組合代表理事組合長
地元代表	八日市場市・布施	保	千葉県借当川沿岸土地改良区理事長
	栗源町・紀伊元	源嘉	栗源町水稻機械利用組合組合長
	多古町・瓜生	隆夫	多古町議会開発特別委員会委員長
	光町・鈴木	唯夫	光町議会産業土木常任委員会委員長
	横芝町・嘉瀬	清之	横芝町議会産業建設常任委員会委員長
	芝山町・平山	弘	芝山町議会産業建設常任委員会委員長
市・町関係	佐原市長・岩瀬	良三	
	成田市長・小林	攻	
	八日市場市長・江波戸	辰夫	
	旭市長・伊藤	忠良	
	大栄町長・佐藤	末勝	
	山田町長・高岡	顯尚	
	栗源町長・齋藤	豊	
	多古町長・土井	正司	
	光町長・斉藤	譲	
	松尾町長・古谷	淳	
	横芝町長・伊藤	齊紀	
	芝山町長・相川	勝重	

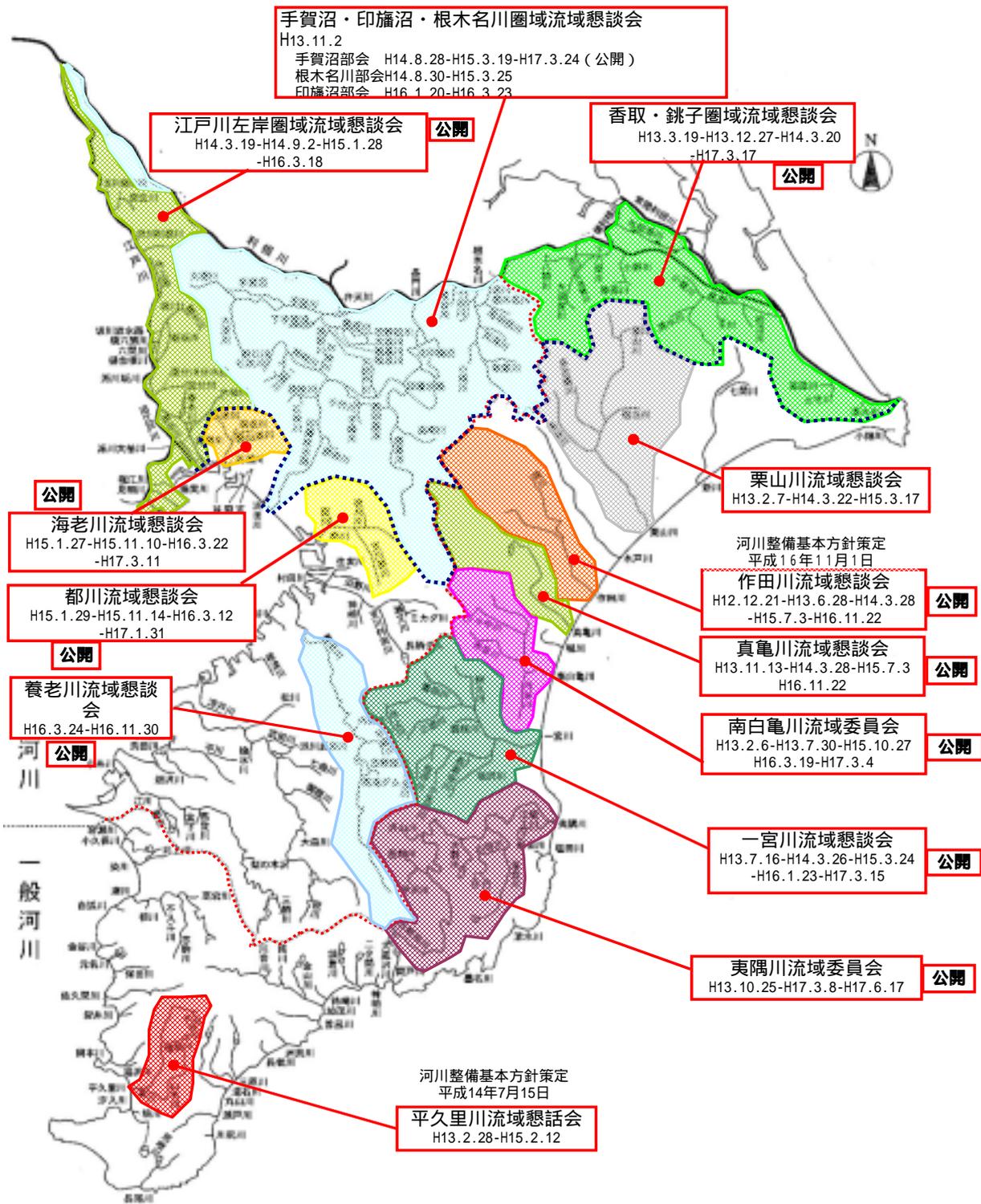
事務局 (行政関係)	海匝地域整備センター所長・雄川	博	
	県土整備部河川計画課長・井上	富雄	
	県土整備部河川環境課長・佐藤	正芳	
	印旛地域整備センター 成田整備事務所長・宮寄	義昭	
	香取地域整備センター所長・細井	元	
	山武地域整備センター所長・酒井	廣治	

別表 2

栗山川流域懇談会 連絡調整会構成員

市・町	佐原市・土木課長
	成田市・土木課長
	八日市場市・建設課長
	旭市・建設課長
	大栄町・建設課長
	山田町・建設課長
	栗源町・建設課長
	多古町・建設課長
	光町・都市建設課長
	松尾町・建設課長
	横芝町・建設課長
	芝山町・建設課長
	県
県土整備部河川環境課・河川整備室長	
印旛地域整備センター・調整課長	
成田整備事務所	
香取地域整備センター・調整課長	
山武地域整備センター・調整課長	
海匝地域整備センター・次長	
海匝地域整備センター・調整課長	
海匝地域整備センター・建設課長	

千葉県における河川法第16条の2に基づく流域委員会等の開催状況



	都市河川	一般河川	合計
1級圏域	2	1	3
2級水系	3	7	10
合計	5	8	13

傍聴にあたってのお願い

栗山川流域懇談会事務局

1 会議の傍聴に当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴される方は、座長及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 会議中は、発言、質問等はできません。
- (3) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (4) 会場では、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) 会場では、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等の携帯、はちまき、腕章等を着用しないでください。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。
- (7) 以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。

2 ご意見等について

ご意見をいただく方法としては、以下の3通りの方法で、どなたでも自由に意見等を述べることができます。(直接電話での受付はいたしかねます。)

以下の 場合は、平成18年3月7日(火)までにお願ひします。

当会場

本懇談会終了までに、裏の意見用紙に記載のうえ、会場内の事務局員にお渡しください。

F A Xまたは郵送

裏の意見用紙または自由書式により、以下宛先にF A Xまたは郵送にて送付してください。自由書式の場合は、必ず、最初に「栗山川流域懇談会についての意見等」と記入してください。

(送付先)

〒289-2144 八日市場市イの1999

千葉県海匝地域整備センター 調整課 宛

F A X : 0479(73)6356

電子メール

書式は自由とし、以下宛先にEメールにて送信してください。

E-mail アドレス : kawaj@mz.pref.chiba.jp

3 第4回栗山川流域懇談会の資料の公開について

第4回栗山川流域懇談会の資料及び議事録は、以下の方法で公開します。

公開期間 : 平成18年2月8日(水) ~ 平成18年3月7日(火)

閲覧場所 : 千葉県県土整備部河川計画課、海匝地域整備センター

成田整備事務所、香取地域整備センター、山武地域整備センター

千葉県文書館行政資料室、佐原市役所、成田市役所、匝瑳市役所

旭市役所、大栄町役場、山田町役場、栗源町役場、多古町役場

光町役場、松尾町役場、横芝町役場、芝山町役場

インターネットホームページ

URL : http://www.pref.chiba.jp/syozoku/i_kasen/gijiroku/kuriyamagawa.html

